

公営住宅へお住まいの方へ

お住まいでの事故について

考えたことはありますか？



公営住宅にお住まいの方から、火災保険についてお問い合わせをいただくことがあります。今回は北海道、旭川市における公営住宅の管轄部署へ問い合わせたうえで、入居される方がお住まいの公営住宅で事故が起きてしまった場合のこと、これらに対しての備えについて簡単にお話させていただこうと思います。

■事故が起こってしまうと…

公営住宅でのお住まいで起きる事故については、日常生活上の不便はもとより、相手方や大家さんへの賠償も見逃せないお話と言えます。

公営住宅の管轄部署へ問い合わせたところ、公営住宅入居にあたり、火災保険は任意での加入となり、ご案内は特にはないようです。それゆえに、加入している方もそうでない方もいらっしゃるようです。

退去の際には現状復旧をしていただくことが原則のため、賠償に関わる事故を起こしてしまった場合、入居者の責任として現状復旧のための修繕費を入居者様ご負担いただくことになる旨、実際にそのような事例があった旨を確認しました。

■これらの事故への備えは？

この場で商品の詳細につきましては差し控えさせていただきますが、火災保険で備えることが可能です。営業担当者が適切な備え方について詳しくご説明致しますので、お気軽に弊社までお問合せください。



お客様にとって、地域 No.1 代理店を目指して

株式会社 **保険デザイナー旭川**

〒070-8004

北海道旭川市神楽4条6丁目1-15

TEL : 0166-74-7081

FAX : 0166-74-7082

E-mail : info@hoken-designer.jp

URL : <https://www.hoken-designer.jp>